土浦市指定ごみ袋
取扱店マニュアル

令和７年（2025 年）４月改訂版

土浦市市民生活部環境衛生課

は じ め に

土浦市では、平成30年10月から家庭ごみ処理有料化を開始し、ごみ排出抑制の意識が市民の皆さまに浸透してきたことから、令和３年10月1日に指定ごみ袋の値下げを行いました。

指定ごみ袋を市民の皆さまへ交付（販売）するためには、事前に「指定ごみ袋取扱店」の指定を受けていただき、販売により受領した代金を「一般廃棄物処理手数料」として市へ納付することになります。

本マニュアルには、申請手続のほか、業務の流れと詳細について掲載していますので、事前にご確認ください。

土浦市市民生活部環境衛生課

土浦市指定ごみ袋取扱店マニュアル

目次

１　家庭ごみ処理有料化とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２頁
２　取扱店の業務について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３頁
３　取扱店になったら　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４項
４　注文・配送について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６項
５　指定ごみ袋の店頭交付（販売）について　・・・・・・・・・・・・・・・　８項
６　一般廃棄物処理手数料の納付について　・・・・・・・・・・・・・・・・　10項
７　口座振替（自動引落）の登録手続について　・・・・・・・・・・・・・　13項
８　提出書類について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14項

1　家庭ごみ処理有料化とは

市がごみ処理についての手数料を徴収することをいいます。市民の皆さまがごみ袋を購入するときに支払う代金が手数料として市の収入になり、その手数料収入をごみ処理経費に充てます。

有料化の目的としては、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革などとしています。

※有料化を実施している多くの市町村は、この指定ごみ袋に手数料を含ませる方法を採用しています。以前の手数料が含まれていない指定ごみ袋の販売は、市の収入になっておらず、有料化ではありません。

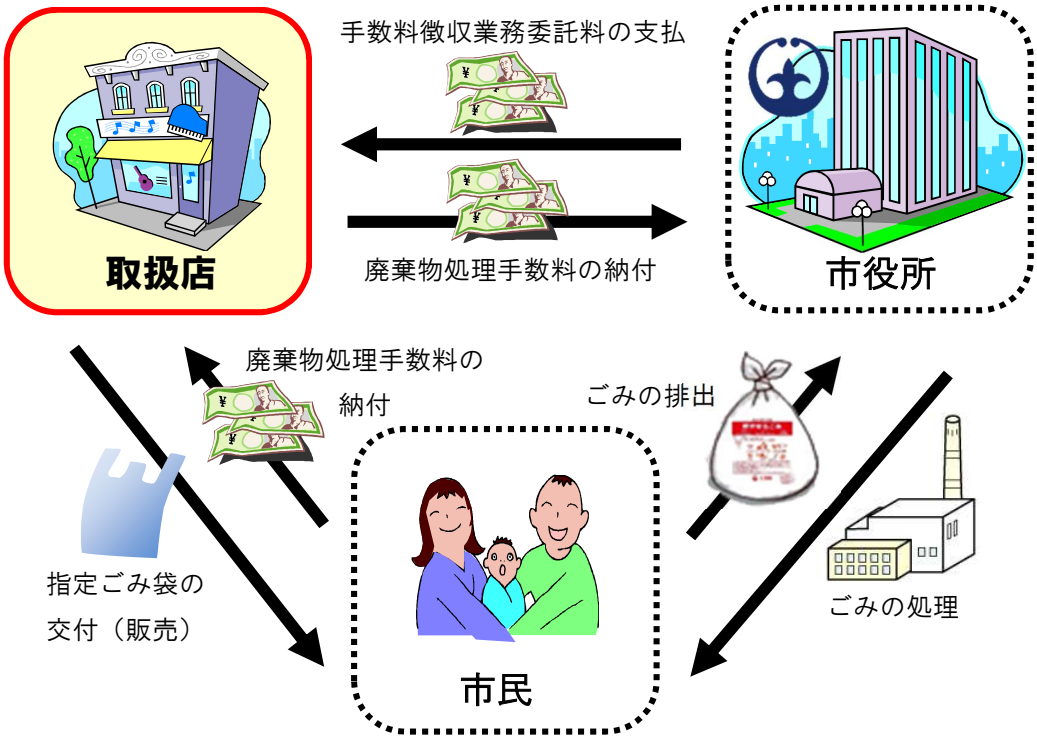

市と契約した店舗は、市が指定する指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」といいます。）として、市に代わり指定ごみ袋の交付業務を行い、交付により徴収した一般廃棄物処理手数料を市に納付することになります。本業務に関する市との委託契約に基づき、市は取扱店に対し、一般廃棄物処理手数料徴収業務委託料（以下「手数料徴収業務委託料」といいます。）を支払います。この委託料は、月あたりの納品数に応じて支払われます。

→　手数料徴収業務委託料については、後の頁でご説明します。

2　取扱店の業務について

●業務の概要

注　文：　指定ごみ袋は、土浦市指定ごみ袋受注センター（以下「受注センター」といいます。）に注文してください。
受注センターでは、原則、ＦＡＸ及びE-mailにより注文を受け付けます。ＦＡＸやインターネット環境が整っていない場合は、電話での注文を受け付けます。
注文締切日など詳細については、後日受託事業者から郵送される「土浦市指定ごみ袋受注・収納カレンダー」をご確認ください。
※営業時間外はＦＡＸ又はE-mailによる注文のみとなります。

受　領：　配送は週に１回「土浦市指定ごみ袋受注・収納カレンダー」の配送日に従い配送します。必ず立会い検品のうえ受領してください。

納　付：　月単位で受領していただいた指定ごみ袋の数量に基づき、翌月に請求します。請求月 20 日までに口座振替（自動引落）又は所定の振込方法にて納付してください。

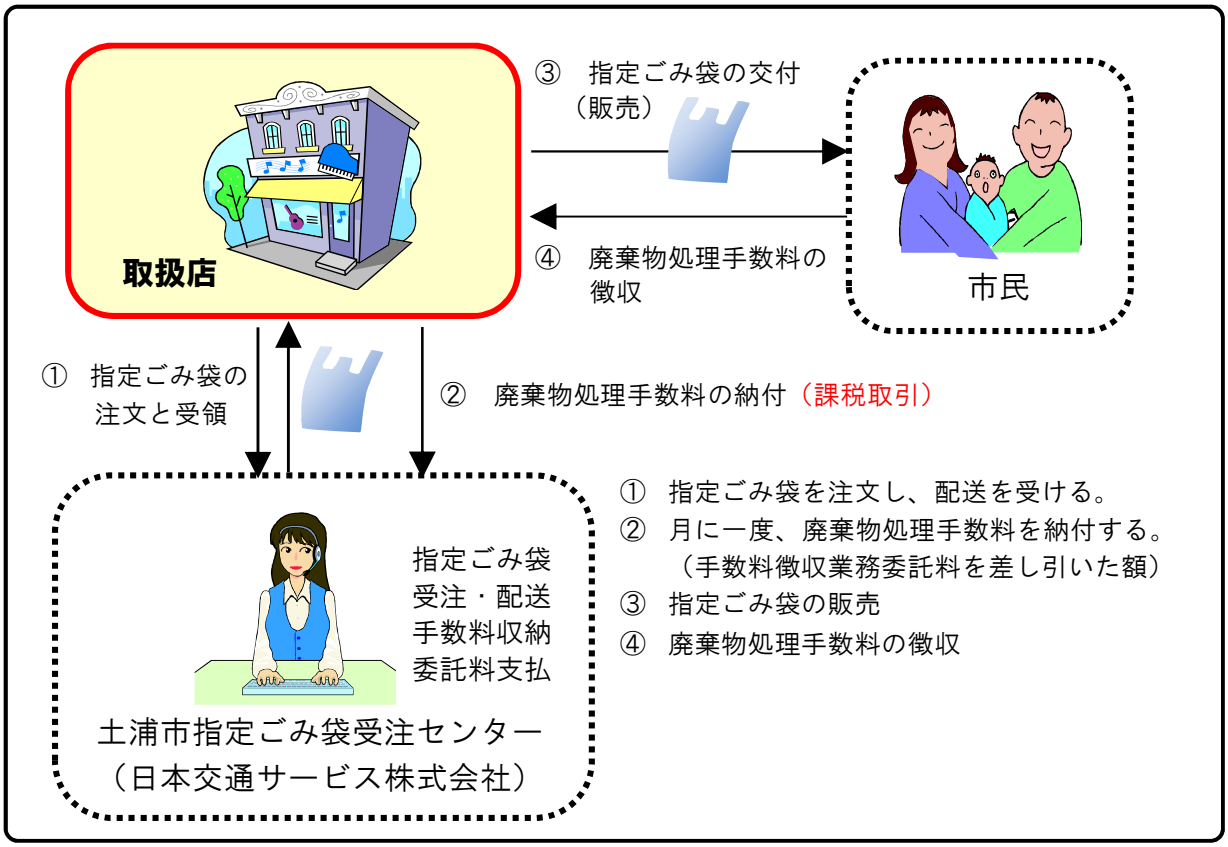

3　取扱店になったら

●取扱店ステッカーの掲示

・取扱店として指定した際、市から取扱店である旨の証書である「土浦市指定ごみ袋取扱店ステッカー」を交付します。
・取扱店では、このステッカーを来店者（市民）に見やすい箇所に掲示してください。

取扱店ステッカーイメージ

・取扱店は１店舗ごとに登録するため、届け出ている店舗以外での取り扱いはできません。
・他の店舗でも同様に取り扱いたい場合は、別途指定ごみ袋指定申請書の提出が必要となります。

●取扱時間

・指定ごみ袋の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
・営業時間内にもかかわらず、販売時間を制限することはできません。

●従業員などへの研修

・この委託業務を従業員などに担当させる場合には、このマニュアルを利用して、制度の仕組みと作業の流れを周知してください。

●変更事項の届出

・市に届け出ている事項に変更があった場合は、次のとおり書類の提出が必要となりますので、速やかに市に申し出てください。

変更内容	提出書類
代表者・店舗名の変更	土浦市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届
取扱店所在地の変更	土浦市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届 →　取扱店位置図及び外観写真を添付
連絡先・営業時間・休業日の変更	土浦市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届 →　変更内容を記載した書類を添付
一般廃棄物処理手数料の自動引落し口座の変更	預金口座振替依頼書

●取扱店を閉店するときなど

・取扱店を閉店するときや指定ごみ袋の取り扱いをやめるときは、速やかに「土浦市指定ごみ袋取扱店廃止届」を提出してください。

●取扱店の取消し

・取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の指定を取り消すことがあります。

（１）店舗が閉店、又は閉店と同様であるとみなされる場合
（２）市長が取扱店として不適当と認めた場合
　　（規則第９条の７第２項の規定に反した場合など）
（３）受注等業務受託者に対して、指定する期日までに一般廃棄物処理手数料を納付しなかった場合
（４）受注等業務受託者の業務を著しく害した場合

4　注文・配送について

●注文方法　※箱単位での注文となります。

→　**初回発注の際は，指定ごみ袋 5 種類の全てを発注してください。**

土浦市指定ごみ袋受注センター

（日本交通サービス株式会社）

FAX 番号　：　029-846-6551
電話番号　：　0120-850-676
E-mail　：order@nk-service.co.jp

（営業時間：月～金曜日　午前 9 時から午後 4 時）

・注文内容を取扱店にも保管していただくため、

原則 FAX 又は E-mail による注文 をお願いしています。

注文書イメージ

土　浦　市

『指定ごみ袋』注文書

注文窓口：土浦市指定ごみ袋受注センター

注文先FAX：029-846-6551　　（FAXが利用できない場合は、電話：0120-850-676）

注文日：　年　月　日　　ご担当者氏名　　印

取扱店No.　　氏名：

電話番号：

納品先住所：

下記の通り注文いたします

品名		注文単位	手数料額	注文数量	金額
燃やせるごみ袋	15L(小)	50セット/箱	5,000円/箱	箱	円
	30L(中)	50セット/箱	10,000円/箱	箱	円
	45L(大)	40セット/箱	12,000円/箱	箱	円
燃やせないごみ袋	15L(小)	50セット/箱	5,000円/箱	箱	円
	30L(中)	50セット/箱	10,000円/箱	箱	円
			合　計	箱	円

【配送について】
ご注文の受付は、毎週火曜日正午に締切り、同週金曜日までにお届けします。

【ご注文・配送単位について】
※指定ごみ袋の最小単位は1箱です。→ご注文数量欄に「〇〇箱」とご記入下さい。
※指定ごみ袋は10枚1セットです。
※指定ごみ袋15L(小)と30L(中)は1箱に50セット入り、45L(大)は40セット入りです。

【ご注文の受付について】
※受注間違いを防ぐため、FAXにてご注文ください。
※FAXでの注文は常時お受けしておりますが、受信が休業日に当たる場合は翌営業日の受付となります。
※この注文書はご注文の品が手元に届くまで大切に保管してください。
※この注文書はコピーしてお使いください。
※お電話でのご注文は、毎週月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の午前9時～午後4時迄です。

注文・配送に関するお問い合わせ
指定ごみ袋受注センター　電話：0120-850-676

指定ごみ袋の制度、ごみの分別等に関するお問い合わせ
土浦市市民生活部環境衛生課　電話：029-826-1111（代）内線2445

土浦市

『指定ごみ袋』E-mail注文書

注文窓口：土浦市指定ごみ袋受注センター

E-mail宛先：order@nk-service.co.jp

※E-mailにてご注文の店舗様は上記アドレスに店舗・担当者名を記載の上返信願います。
こちらより折り返し本フォーマットを添付送信させていただきます。

注文日：　年　月　日　　ご担当者名：　　印

取扱店No.　　店名：

電話番号：

納品先住所：

下記の通り注文いたします。

品名		注文単位	手数料額	注文数量	金額
燃やせるごみ袋	15L(小)	50セット/箱	5,000円/箱	箱	0 円
	30L(中)	50セット/箱	10,000円/箱	箱	0 円
	45L(大)	40セット/箱	12,000円/箱	箱	0 円
燃やせないごみ袋	15L(小)	50セット/箱	5,000円/箱	箱	0 円
	30L(中)	50セット/箱	10,000円/箱	箱	0 円
			合　計	0 箱	0 円

【配送について】
ご注文の受付は、毎週火曜日正午に締切り、同週金曜日までにお届けします。

【ご注文・配送単位について】
※指定ごみ袋の最小注文単位は1箱です。→ご注文数量欄に『〇〇箱』とご記入下さい。
※指定ごみ袋は10枚1セットです。
※指定ごみ袋15L(小)と30L(中)は1箱に50セット入り、45L(大)は40セット入りです。

【ご注文の受付について】
※受注間違いを防ぐため、本注文書に数量を打ち込みE-mailで添付送信願います。
※E-mailでのご注文は常時お受けしておりますが、受信が休業日に当たる場合は翌営業日の受付となります。
※この注文書はご注文の品がお手元に届くまで大切に保存願います。　※(上書きせず別シートに保存)
※この注文書をテンプレートとしてお使いください。
※お電話でのご注文は、下記受注センター0120-850-676へ毎週月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)の午前9時～午後4時迄です。

注文・配送に関するお問い合わせ
指定ごみ袋受注センター　電話:0120-850-676

指定ごみ袋の制度、ごみの分別等に関するお問い合わせ
土浦市市民生活部環境衛生課　電話:029-826-1111(代)内線2445

●注文締切日・納品日程

注文締切日　：　毎週火曜日　正午
配　送　日　：　同週金曜日までに配送

・受注・収納カレンダー（別途郵送）に記載のとおり、毎週火曜日の正午で締め切り、同週金曜日までに配送します。
・祝日・ＧＷ・年末年始等は注文締切日や配送日が前後しますので、受注・収納カレンダーで確認してください。
・配送日・配送時間の指定はできませんので、ご注意ください。
・注文・配送は、「箱単位」になります。

●納品

・指定ごみ袋を受領するときは立ち会いいただき、注文内容と納品内容に間違いがないか確認してください。その際、配送員が持参した３連の納品書兼受領書の受領書部分２ヶ所に受領印を押印いただくか、担当者の署名をお願いいたします。
・配送員が納品書をお渡ししますので、大切に保管してください。

納品書イメージ

押印又は署名

5　指定ごみ袋の店頭交付（販売）について

●指定ごみ袋の種類・販売金額（令和３年１０月１日以降）

種類	販売単位	販売金額 （税込）	箱入り数
燃やせるごみ袋 15L（小）	１組 （10 枚入り）	100 円/組	50 組
燃やせるごみ袋 30L（中）	１組 （10 枚入り）	200 円/組	50 組
燃やせるごみ袋 45L（大）	１組 （10 枚入り）	300 円/組	40 組
燃やせないごみ袋 15L（小）	１組 （10 枚入り）	100 円/組	50 組
燃やせないごみ袋 30L（中）	１組 （10 枚入り）	200 円/組	50 組

注）市と販売店における指定ごみ袋の取引は、消費税の「課税取引」となります。

●指定ごみ袋の仕様（令和３年１０月１日以降）

種類	袋（mm） 縦×横	外装（mm） 縦×横	JAN	箱（mm） 縦×横×高さ
燃やせるごみ袋 15L（小）	620×450	275×185	4959945000087	260×190×240
燃やせるごみ袋 30L（中）	730×550	335×215	4959945000094	315×225×240
燃やせるごみ袋 45L（大）	830×650	395×240	4959945000100	345×230×210
燃やせないごみ袋 15L（小）	620×450	275×185	4959945000117	260×190×240
燃やせないごみ袋 30L（中）	730×550	335×215	4959945000124	315×225×240

●販売時の留意事項

・取扱店として市長から指定を受けていない場合は、販売できません。
・指定ごみ袋の交付業務の際に市民から預かる代金は、一般廃棄物処理手数料になります。
・値引き販売（ポイント還元含む）や、景品等としての無料配布等も行わないでください。

・１組 10 枚入となります。**<u>ばら売りはできません。</u>**
・一般の需要を満たすことができる数量の指定ごみ袋を常備し、適正な在庫管理に努めてください。

●納品された指定ごみ袋に不良品があった場合

・箱に記載されたロット番号を確認のうえ、外袋に記載の製造者までお問い合わせください。

令和７年度製造者 株式会社内田化工　小美玉市堅倉 1579 番地４ 連絡先：0299-48-1101

・<u>市民が取扱店に製造不良品の交換を求めてきた場合</u>

市民が持参した枚数に応じて交換してください。
（例）市民が 10 枚/組の内、2 枚が不良品だったとして取扱店に持参した場合
① 不良品 2 枚を受け取る。
② 店頭にある 10 枚/組の袋を開封し、そこから 2 枚の良品を市民に渡す。
③ 2 枚を抜いて残った 8 枚と市民が持参した 2 枚を足して 10 枚/組にして製造業者へ連絡・交換してもらう。
※製造業者と連絡がとれない場合は、土浦市環境衛生課へ連絡願います。

指定ごみ袋（15Ｌ）イメージ

６　一般廃棄物処理手数料の納付について

●一般廃棄物処理手数料納付の考え方

・指定ごみ袋の交付業務の際に、市民から預かる金額については「一般廃棄物処理手数料」であり、ごみを捨てる市民が市に納付するものです。本業務では取扱店が一般廃棄物処理手数料の徴収窓口となり、指定ごみ袋を購入する市民から一般廃棄物処理手数料を徴収し、市に納付していただくものです。
・毎月末日を締日として、取扱店がその月に受領した指定ごみ袋の数量に基づいて、受注センターから請求内容通知書を郵送しますので、「一般廃棄物処理手数料」として指定口座に納付していただきます。
・なお、各取扱店に対して、指定ごみ袋1箱当たりの金額の販売委託料（手数料徴収業務委託料９％＋委託料に対する消費税）を市から支払います。この支払い額は取扱店の受領数量に基づいて計算し、一般廃棄物処理手数料を納付していただく際に差し引いて請求します（相殺処理）。

（例）各種類のごみ袋が1箱ずつ納品された場合　　（単位：円）

品名	納品数量	単価	廃棄物処理手数料	販売委託料（9%）
燃やせるごみ袋 15L（小）	1 箱	5，000	5，000	450
燃やせるごみ袋 30L（中）	1 箱	10，000	10，000	900
燃やせるごみ袋 45L（大）	1 箱	12，000	12，000	1，080
燃やせないごみ袋 15L（小）	1 箱	5，000	5，000	450
燃やせないごみ袋 30L（中）	1 箱	10，000	10，000	900
		計	42，000	3，780
		消費税（10%対象）内税	3，818	－
		消費税（10%対象）外税	－	378
		税込金額	① 42，000	② 4，158
		納入金額	③（①-②）	**37，842**

注）市と販売店における指定ごみ袋の取引は、消費税の「課税取引」となります。

●市への納付金額

①指定ごみ袋販売代金（廃棄物処理手数料）－（②手数料徴収業務委託料（9%）
＋ 委託料に対する消費税 10%）　＝ ③納付金額

●納付方法

・納付方法は下記のとおりです。
　① 口座振替（自動引落）　→　手数料なし
　② 振込指定口座への振込　→　**<u>振込手数料は取扱店の負担となります。</u>**

・納付スケジュールは、下記のとおりです。

受領月	受領月の翌月
注文 指定ごみ袋の 受領 販売	～10 日頃　：　請求内容通知書が届く 20 日※　：　引落日・振込期限 ※金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

※土日祝日等の関係で月により日付が前後します。
　詳細は、受注・収納カレンダーを確認してください。

請求内容通知書イメージ

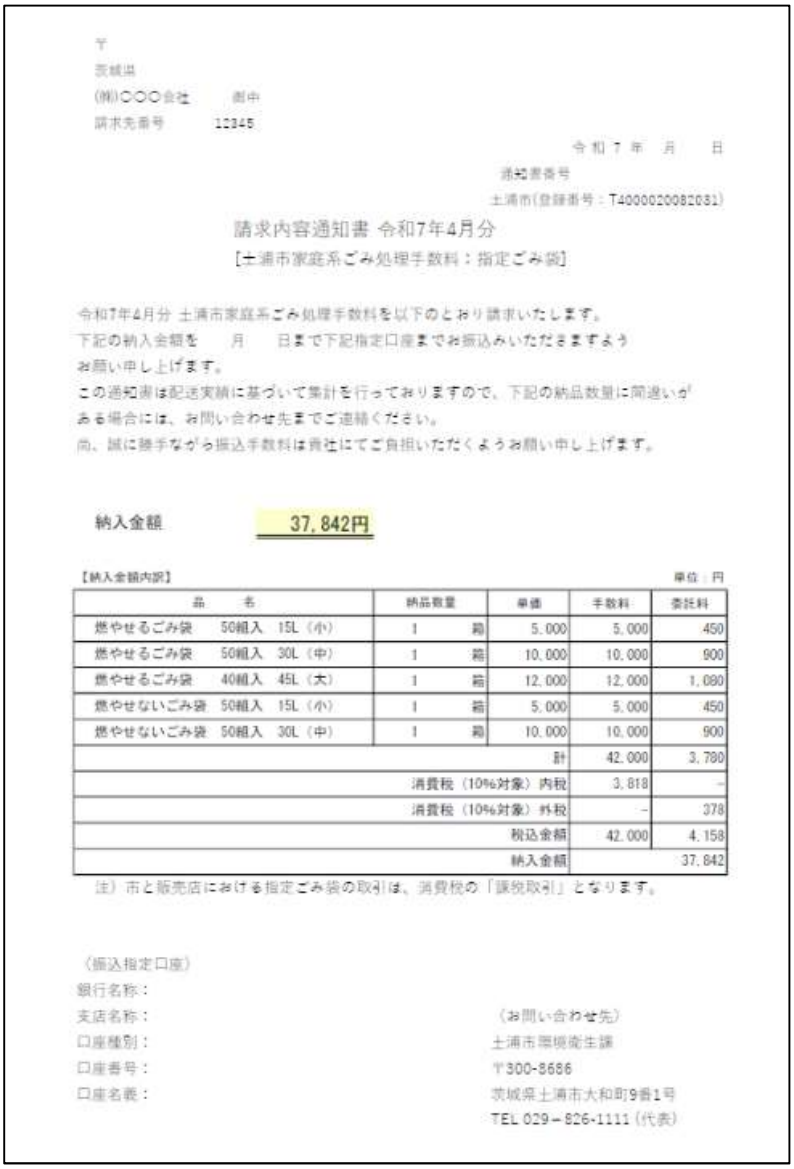

〒
茨城県
(株)○○○会社　御中
請求先番号　12345

令和７年　月　日
通知書番号
土浦市(登録番号：T4000020082031)

請求内容通知書 令和7年4月分
[土浦市家庭系ごみ処理手数料：指定ごみ袋]

令和7年4月分 土浦市家庭系ごみ処理手数料を以下のとおり請求いたします。
下記の納入金額を　月　日まで下記指定口座までお振込みいただきますようお願い申し上げます。
この通知書は配送実績に基づいて集計を行っておりますので、下記の納品数量に間違いがある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。
尚、誠に勝手ながら振込手数料は貴社にてご負担いただくようお願い申し上げます。

納入金額　37,842円

【納入金額内訳】　単位：円

品名	納品数量	単価	手数料	委託料
燃やせるごみ袋　50組入　15L（小）	1　箱	5,000	5,000	450
燃やせるごみ袋　50組入　30L（中）	1　箱	10,000	10,000	900
燃やせるごみ袋　40組入　45L（大）	1　箱	12,000	12,000	1,080
燃やせないごみ袋　50組入　15L（小）	1　箱	5,000	5,000	450
燃やせないごみ袋　50組入　30L（中）	1　箱	10,000	10,000	900
		計	42,000	3,780
		消費税（10%対象）内税	3,818	-
		消費税（10%対象）外税	-	378
		税込金額	42,000	4,158
		納入金額		37,842

注）市と販売店における指定ごみ袋の取引は、消費税の「課税取引」となります。

（振込指定口座）
銀行名称：
支店名称：
口座種別：
口座番号：
口座名義：

（お問い合わせ先）
土浦市環境衛生課
〒300-8686
茨城県土浦市大和町9番1号
TEL 029－826-1111（代表）

●口座振替による納付

・指定ごみ袋を受領した月の翌月１０日頃までに受注センターから「請求内容通知書」が送付されます。
・「請求内容通知書」の内容と取扱店で管理している納品書と照合し、納品数量に間違いないことを確認してください。
・内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された金額を、事前に登録された金融機関口座に用意してください。
・同月２０日に口座振替（自動引落）します。**※手数料なし**
・口座振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
・口座振替日は「土浦市指定ごみ袋受注・収納カレンダー」を確認してください。

●振込指定口座への振込による納付

・指定ごみ袋を受領した月の翌月１０日頃までに受注センターから「請求内容通知書」が送付されます。
・「請求内容通知書」の内容と取扱店で管理している納品書と照合し、納品数量に間違いないことを確認してください。
・内容に間違いがないときは、請求内容通知書に記載された振込期限までに、金融機関で納入してください。なお、**振込手数料は取扱店の負担となります。**
・振込の際に受け取った「控え」は、取扱店の他の領収証などの保存方法にならい、相当期間保管してください。

●入金が確認できなかった場合

・口座振替等により入金が確認できなかった場合、受注センターから電話連絡のうえ、請求内容通知書を再送します。
　→　**口座振替の再引落しはできません。**
・口座振替がされていないことに気付いたときは、受注センターまで至急連絡をお願いします。
・「請求内容通知書」を受け取ったら、「請求内容通知書」に記載された振込期限までに、「振込用紙」を金融機関に持参し、記載された金額を払い込んでください。なお、**振込手数料は取扱店の負担となります。**
・再請求をさせていただいたうえで、さらにご入金の確認ができない場合は、一時的に配送を停止させていただく場合があります。

7　口座振替（自動引落）の登録手続について

・口座振替（自動引落）による代金の支払いを希望される場合、事前に振替用口座の登録が必要となりますので、下記の書類を提出してください。

提出書類
預金口座振替依頼書

●預金口座振替依頼書の記入

・支払いに使用される振替用口座を、金融機関に申告するためのもので、3 枚つづりになっています。
・なお、複数店舗の支払いをひとつの口座からまとめて引き落とす場合は、複数店舗分を分けずに１枚のみ提出してください。また、その際には同口座を利用する店舗名を依頼書に明記してください。

●預金口座振替依頼書の提出

１枚目（①金融機関提出用）　⇒　受注センターへ提出

２枚目（②貴社（委託者）控）　⇒　受注センターへ提出

３枚目（③お客様控）　⇒　取扱店で保管してください。

8　提出書類について

●新規申請

チェック欄	提出書類一覧	
□	土浦市指定ごみ袋取扱店指定申請書	
□	添付資料 3 関係（取扱店情報）	
□	誓約書	
□	市区町村が発行する納税証明書（3 ヶ月以内のもの）	◎申請者が同一の場合や、取扱店が複数あり、同一市町村のときは、原本として 1 部提出してください。 ◎納税証明書の取得先 土浦市に納税義務がある場合　→　土浦市 〃　　ない場合　→　申請者所在地の市区町村
□	土浦市税の納付状況に関する調査の同意書	◎土浦市に納税義務がある場合は、申請翌年度以降の契約期間の更新の際に、提出いただいた同意書をもって納付状況を調査します。
□	取扱店位置図及び外観写真	
□	預金口座振替依頼書 ※希望する場合 → 振込用紙の場合は不要	◎1 枚目（①金融機関提出用）と 2 枚目（②取扱店（委託者）控）のみ提出してください ◎複数店舗の場合、名寄せ（全店舗一括引落）または同一口座でも店舗ごとに引落のどちらかをお知らせください。

●登録事項変更（申請内容に変更があった場合）

主な変更内容	提出書類
・申請者の所在地・名称・代表者 ・店舗所在地 ・連絡先、営業時間、休業日	土浦市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届
・振替用口座	預金口座振替依頼書

●契約更新（毎年４月）

・毎年、市から事前に通知しますので、更新手続をお願いします。

提出書類	
土浦市に納税義務がある場合	土浦市税の納付状況に関する調査の同意書 **※新規申請時に未提出の場合など**
土浦市に納税義務がない場合	申請者所在地の市区町村が発行する 納税証明書（滞納がないことの証明書）

※1　■土浦市一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）徴収等業務委託契約書（一部抜粋）

（契約期間）

第２条　この契約の有効期間は、契約を締結した日の属する年度の３月３１日までとする。ただし、この期間満了１ヶ月前までに、発注者、受注者いずれかから契約解除の申し出がないときは、この期間をさらに１年間延長し、それ以降についても同様とする。

２　前項ただし書に規定する契約期間の更新にあたり、受注者は、市税等を完納していることを証する書類を、発注者が定める期日までに提出しなければならない。

申請から販売までの流れ

申請者　取扱店指定申請書類一式を提出
↓
土浦市　審査後、取扱店として指定し、契約締結（※）
↓
取扱店　受注センターへ注文し、指定ごみ袋を受領
↓
販売開始

（※）契約は年度契約となり、初年度の契約期間は、契約日からその属する年度の３月３１日までとなります。ただし、契約の解除の申し出がない限り、自動更新となります。

また、土浦市に納税義務がない場合、納税証明書は毎年提出していただきます。

●取扱店の資格等

（１）市内及び市近郊に、市民に直接物販を販売する店舗を有する者
（２）次の責務を全うすることができると市長が認める者
　①　すべての種類の指定ごみ袋を取扱店に常備しなければならない。
　②　指定ごみ袋取扱店の見やすい位置に標札を掲げておかなければならない。
　③　指定ごみ袋の発注及び交付に関し、市の指示に従わなければならない。
　④　市の責めに帰する事由によるものを除き、市に対し指定ごみ袋の交換又は返還を求めてはならない。
　⑤　指定ごみ袋は、その種類ごとにそれぞれ１０枚１組として交付しなければならない。
　⑥　汚損又は破損した指定ごみ袋を交付してはならない。
　⑦　指定ごみ袋を景品、サービス品等として譲渡してはならない。
　⑧　条例に規定した金額を変更して徴収してはならない。
（３）市区町村税を滞納していない者
（４）暴力団の関係者でない者

●提出先

土浦市市民生活部環境衛生課　クリーン推進係
〒300-8686　茨城県土浦市大和町９番１号
電話　029-826-1111（代）　内線 2445

※郵送又は持参により提出してください。